

育児・介護休業法に基づく情報公表

① 育児休業等の取得割合

	男性職員	女性職員
令和5年度	60%	116% ※

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

	男性職員	女性職員
令和5年度	100%	116% ※

算定期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

※育児休業等の取得者には、令和4年度に出産、令和5年度に育児休業等を取得した者を含む。